

## 指導行政のポイント

### 義務教育費国庫負担制度の“見直し論”

菱村 幸彦

義務教育費国庫負担制度の見直しが問題となっている。これは、義務教育の根幹にかかわるものだけに、看過できない問題と言わねばならない。

#### “地方分権推進会議報告”に事実誤認も

さる6月17日、内閣府に設置されている地方分権推進会議から「事務・事業の在り方に関する中間報告」(以下「報告」)が出された。

報告のなかで、「当会議としては、教員給与体系の見直し作業と合わせて、現行の義務教育費国庫負担制度の見直しを検討すべきことを提言したい。例えば、教員の給与ではなく何らかの客観的な指標に着目した交付金制度への移行等につき、検討を進めるべきものと考え」と提言している。

義務教育費国庫負担制度は、全国すべての学校に必要な教職員を確保し、市町村間、都道府県間における経済的な格差に基づく教職員配置や給与水準の不均衡を生じさせないことを保障し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための重要な制度である。これを変えるような提言は、教育関係者としては、受け入れがたい。

文部科学省は、報告には義務教育費国庫負担制度について、いくつかの事実誤認があると反論している。事実誤認の例を挙げると、例えば、次の諸点である。

【報告】「地方は、執行機関としての側面が強く、地域の特色や個性あふれる多様な教育が実現されているとは言い難い」

〔反論〕教育行政の主体は、地方である。国は、地域や学校の裁量を拡大するための地方分権を積極的に推進している。地域の実情に応じた特色ある学校教育は、制度上可能である。

【報告】「学級編制において40人を最低基準と

せざるを得ないのは、義務教育に対する現在の国と地方の経費負担制度による面が大きい」

〔反論〕都道府県が学級編制基準40人を原則として定めているのは、標準法に基づくものであって、国庫負担制度によるものではない。事実、国庫負担のない高校も原則40人の基準で行っている。また、国庫負担を超える定数設定は、都道府県の判断に委ねられており、実際に、40人以下の学級編制基準を定める都道府県も多い。

【報告】「国の補助を受けない私立小・中学校の学級編制が40人に拘束されないものとなっている点からみても、国の経費負担制度が学級編制を事実上規制していることは明らかだ」

〔反論〕私立小・中学校の学級編制は、50人以下が標準とされており、そもそも基準が異なる。負担制度の有無によるものではない。

【報告】「現行負担制度は、給与の低い非常勤講師の活用によって教職員を増やすことを妨げている面があり、負担制度のない高校に比し、小・中学校の非常勤講師の活用割合は低い」

〔反論〕高校に非常勤講師が多いのは、選択科目が多いからである。このため、高校では40年前から教員定数を活用した非常勤講師の雇用を認めている。小・中学校も、昨年度から教員定数を活用した非常勤講師の雇用が可能となったので、これから非常勤講師の雇用が促進されよう。

(ひしむら・ゆきひこ = 公立学校共済組合理事長)

#### 夏季教育管理職研修会のお知らせ

7月28(日), 29(月), 30(火)

場所 = 東京・お茶の水 / 総評会館・大会議室

定員 = 250人(先着順, 定員になり次第締切)

申込方法 = ハガキ, FAX, 電話, Eメール等で受付中

締切せまる! お申し込みはお早めに!

最新刊発売中! 新指導要領の全面实施と“各学校での評価規準づくり”へのテキスト! 教育開発研究所・刊

## 中学校『評価規準の作成と活用』国研・評価規準全文収録

既刊 小学校『評価規準の作成と活用』 大好評発売中!

B5判304頁・定価2400円

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)